

【本当に資金需要はないのか？】

多胡秀人
(2016/7/1)

昨年12月にスタートした金融庁の「金融仲介の改善に向けての検討会議」(検討会議)の第5回が、去る6月27日に行われました。

テーマは「長期リスク債権とサービサー」の調査と、「ベンチマーク」の2つでした。後者は詳細が新聞報道されて、それを受けて多くの地域金融機関がベンチマークの内容を詮索していますが、筆者は前者「長期リスク債権とサービサー」の調査がはるかに重要な意味を持っていると考えています。

「長期リスク債権とサービサー」調査は、地域金融機関による中小零細企業の再生支援の"ぶざまな実態"を浮き彫りにしました。言うまでもなく厳しい状況にある中小企業の再生は地方創生の一丁目一番地です。「ゾンビ企業なんかぶっ潰し、新陳代謝を図れば良い」といった単純な話ではありません。

最近、金融庁の幹部と話していると「金融排除」(financial exclusion)という言葉がよく出てきます。海外では金融排除というと貧困者向け融資やマイクロファイナンスのような社会政策で語られるケースが多いように感じますが、金融庁における論点は社会政策ではなく、金融行政の視点からだと思います。

ずばり、中小零細企業へのカネ詰まりの問題です。

政治的には使いたくない表現でしょうが「貸し渋り」と言い切っても良いでしょう。基本的なところには担保や保証、信用保証協会への過度な依存があり(つまり、それらがないと貸出が難しい)、業況が芳しくなくなれば資金供給のパイプが遮断されてしまうという否定しがたい現実があります。これらのことが中小零細企業の事業再生に大きな障害となっているのです。

昨年9月18日の金融行政方針の発表以来、金融庁からの発信は一貫しています。詳しくはベストセラーとなった橋本卓典さんの「捨てられる銀行」(講談社新書)を是非ともお読みいただきたいのですが、金融庁は2つのことを問題視しています。

一つは20年近く前に不良債権問題が重大な課題となってから、地域金融機関の融資姿勢が大きく変わったこと。もう一つは同時期に中小零細企業の貸し渋り、貸しはがし対策(実際は不良債権問題を加速した)の名のもとに導入された、何でもありの信用保証制度によって、地域金融機関の現場が崩壊したことです。

それらによって「借り手の事業内容を見て、経営者のヒトを見て」という中小零細企業向けの融資判断の基本は雲散霧消してしまい、「融資の入り口はまずは保証協会保証つきから」との悪しき文化が蔓延し、貸すか貸さないかの判断基準は金融検査マニュアルとなったのです。

いまの金融庁における議論は、この20年で歪みきった中小企業金融を元に戻そうというものです。そうすれば金融排除の問題も解決の糸口が見えてきます。そして業況が芳しくなくとも地域の雇用の受け皿となり、地域経済を支えている中小零細企業を救うことができるのです。

たとえ財務内容が厳しくとも、地域にとってなくてはならない中小零細企業は存続させねばなりません。地域金融機関にとって貸すか貸さないかの判断基準はここにあるわけです。

「金融検査マニュアルの奴隷になった審査部はいらない」

これは筆者に地域金融を教えてくれた某地銀の幹部Xさんの言葉です。思わず膝をたたきました。地域金融機関は地域にとって必要不可欠な企業には貸倒引当金を積んででも資金仲介をしなければなりません。マニュアル奴隷の審査部は廃止し、貸倒引当額を計算する部署に転換させれば良いということになります。

地域にとってなくてはならない中小零細企業に対しては、(財務内容を見て)貸すか否かではなく、貸すという前提でどうすべきか、財務面にとどまらず本業支援も含め、知恵をしばることこそが地域金融機関の仕事となるでしょう。

金融排除の問題解決には、まずは金融検査マニュアルの奴隷となった審査部の廃止からという、このXさんの意見を重く受け止めたいと思っています。

以上